

国民健康保険からのお知らせ

問 仙北市民生活課 国保年金係 ☎ 43-3316

▼ 70 歳未満の方で「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は更新が必要です

【手続きに必要なもの】

- ・対象の方の国民健康保険被保険者証
- ・窓口に来られる方の本人確認できる身分証明書（運転免許証など）
- ・世帯主と申請者の個人番号通知カードまたは個人番号カード
- ・世帯主の印鑑

対象者	更新になる認定証	手続き
国保に加入している 70 歳未満 の方	国民健康保険限度額適用認定証	8月1日以降に、各庁舎・各出張所の国保担当窓口で申請してください。 ※現在お持ちでない方も、申請（国保税に滞納等がある場合、交付できないことがあります）をすることで外来・入院にかかる一医療機関の窓口での支払い（個人単位）が限度額までとなります。
	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	

▼ 国民健康保険高齢受給者証が更新されます

現在お使いの国民健康保険高齢受給者証の有効期限が 7 月 31 日までとなっています。そのため毎年 8 月 1 日を基準日として一部負担（保険医療機関等に支払う）の割合を再判定のうえ、更新しますので、8 月から新しい高齢受給者証を保険医療機関・保険薬局等にご提示ください。また、認定証も更新となりますので、該当する方は手続きを行ってください。

対象者	更新になる受給者証・認定証	手続き
国保に加入している 70～74 歳 の方	国民健康保険高齢受給者証	手続きは不要です。 新しい高齢受給者証は、7 月下旬に世帯主あてに送付します。
	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	該当となる方 には申請書を 7 月下旬に送付します。 8 月 1 日以降に、各庁舎・各出張所の国保担当窓口で申請してください。

※ 8 月から現役並みⅠ・Ⅱの方（下図参照）は、「国民健康保険限度額適用認定証」が必要になります。
※ 昨年度に引き続き、高額療養費（下図参照）の上限額が制度改正に伴い、70 歳以上の方の自己負担限度額が変更となります。
※ 現在お持ちの受給者証、認定証は 8 月 1 日からは**使用できません**ので、有効期限が過ぎましたら最寄りの市役所国保担当窓口で返却していただくか、ご自分で裁断するなどして破棄していただきますようお願いいたします。

▼【70 歳以上の皆さまへ】平成 30 年 8 月から「現役並み所得者」の自己限度額が変わります

医療費が高額になったとき皆さまの負担が大きくなりたくないよう、所得などに応じて自己負担額を定め、それを超えた分は国保および後期高齢者医療から支給しています（高額療養費制度）。このうちこれらに加入されている 70 歳以上の方の限度額について見直しが行われ、激変緩和のため平成 29 年 8 月と平成 30 年 8 月からの 2 回に分けて変更されます。

平成 30 年 8 月からは、所得区分を細分化して 70 歳未満の方と同じ所得区分に設定されます。世代間の公平と負担能力に応じた負担とする見直しです。皆さまの医療制度を維持していくためご協力をお願いします。

平成 30 年 7 月まで			70 歳以上の方の上限額（月ごと）			平成 30 年 8 月から		
所得区分	外来 （個人単位）	外来＋入院 （世帯単位）	所得区分	外来 （個人単位）	外来＋入院 （世帯単位）	所得区分	外来 （個人単位）	外来＋入院 （世帯単位）
現役並み所得者	57,600 円	80,100 円＋ （医療費 -267,000 円）× 1% （多数回 44,400 円）	現役並みⅢ （課税所得 690 万円以上）	252,600 円＋（医療費 -842,000 円）× 1% ※1		現役並みⅢ （課税所得 690 万円以上）	252,600 円＋（医療費 -842,000 円）× 1% ※1	
			現役並みⅡ （課税所得 380 万円以上）	167,400 円＋（医療費 -558,000 円）× 1% ※2		現役並みⅡ （課税所得 380 万円以上）	167,400 円＋（医療費 -558,000 円）× 1% ※2	
			現役並みⅠ （課税所得 145 万円以上）	80,100 円＋（医療費 -267,000 円）× 1% ※3		現役並みⅠ （課税所得 145 万円以上）	80,100 円＋（医療費 -267,000 円）× 1% ※3	
一般	14,000 円 8 月～翌年 7 月の 年間限度額 144,000 円	57,600 円 （多数回該当 44,400 円）	一般	18,000 円 8 月～翌年 7 月の 年間限度額 144,000 円	57,600 円 （多数回該当 44,400 円）	一般	18,000 円 8 月～翌年 7 月の 年間限度額 144,000 円	57,600 円 （多数回該当 44,400 円）
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円	低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円	低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円

・ 70 歳以上の方は、まず外来（個人単位）の限度額を適用した後、外来と入院を合わせた世帯単位の限度額を適用します。
・ 過去 12 か月以内に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合（多数回該当）、4 回目以降の限度額は、※ 1 は 140,100 円、※ 2 は 93,000 円、※ 3 は 44,400 円になります。

7 月は国民健康保険税の納税月です

問 仙北市税務課 市民税係 ☎ 43-1117

▼ 平成 30 年度の納税通知書は 7 月 13 日に発送します

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者となります。保険税を世帯単位で計算して世帯主あてに納税通知書を送付します。

また、世帯主の方が国民健康保険以外の健康保険に加入していても、同じ世帯のどなたかが国民健康保険に加入している場合は、世帯主が納税義務者となり世帯主あてに納税通知書を送付します。

▼ 課税限度額が変わりました

国民健康保険は、病気やけがをしたときの医療費にあてるため、加入者のみなでお金を出し合って備える制度です。

平成 30 年度の税率は、平成 29 年度と同じで変更はありません。課税限度額については、医療分が 4 万円引き上げとなり、国民健康保険税の医療分・支援分・介護分を含めた課税限度額は 93 万円となります。

医療費等の増加に対し今後の国保運営を維持していくことで、税負担の公平性を保持しつつ被保険者の急激な負担増とならないよう配慮していますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

▼ 税率、課税限度額		平成 30 年度税率
医療分 国保加入者の医療費等にあてるための課税額	所得割率	8.90 %
	均等割額	24,000 円
	平等割額	23,000 円
	課税限度額	580,000 円
支援金分 75 歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度等の運営費用にあてるための課税額	所得割率	3.00 %
	均等割額	10,000 円
	平等割額	8,000 円
	課税限度額	190,000 円
介護分 40 歳～64 歳まで（介護保険第 2 号被保険者）の方の介護保険制度の運営費用にあてるための課税額	所得割率	2.40 %
	均等割額	9,000 円
	平等割額	4,000 円
	課税限度額	160,000 円

健康保険の手続きを忘れていませんか？

国民健康保険は、職場の健康保険と違い、加入・脱退の手続きは自分で行わなければなりません。

加入の届出が遅れると、国民健康保険税は国保加入資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。さらに、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担になります。

また、脱退の届出が遅れると、保険税を二重に支払ってしまうこともありますので、加入・脱退等の手続きが済んでいない方は、お手数ですが市役所各庁舎・各出張所の窓口でお早めに手続きをお願いします。